

看護師による特定行為の包括同意について（お願い）

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、看護師が診療の補助を行うことです。看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

■特定行為の実施

当院では、研修を修了した看護師（特定看護師）が特定行為を実施しています。

特定行為の実施に当たっては、安全に十分に配慮して行います。また、患者さんはこれを断っても、不利益を被ることはありません。ご理解とご協力をお願い致します。

■実施している特定行為

特定行為区分	特定行為の内容
創傷に対する陰圧閉鎖療法	創面全体を被覆剤で密封し、ドレナージ管を接続し吸引装置の陰圧の設定、モード（連続・間欠吸引）選択を行う。
褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	血流のない遊離した壊死組織を滅菌ハサミ（剪刀）、滅菌鑷子等に取り除き、創洗浄による処置を行う。
感染徴候がある者に対する薬剤の臨時の投与	感染徴候時の薬剤を投与する。
急性血液浄化療法における血液透析器又は血液濾過器の操作及び管理	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過装置の操作及び管理を行う。
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整を行う。
脱水症状に対する輸液による補正	輸液による補正を行う。

当院をご利用いただく患者さん及びご家族のみなさまからの、特定行為に関するご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用ください。

相談日及び相談時間

■平日月曜日～金曜日 9:00～17:00

■1階 患者支援センター 「総合相談窓口」

